

平群町公告 10 号

住基ネットシステム機器リース業務にかかる一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和 7 年 6 月 27 日
平群町長 西脇 洋貴

1. 入札に関する事項

- (1) 番号 発注第 7－287 号
- (2) 件名 住基ネットシステム機器リース業務
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
当町の住基ネットシステムの現行業者である日本電子計算㈱が指定するもの。
この経費を単年でなく 60 か月に平準化して支払うためリース会社を選定する。
平群町、日本電子計算㈱、落札業者の間に三者契約を締結する。
（リース期間：令和 7 年 1 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日）
- (4) 期間 契約日から令和 12 年 10 月 31 日
- (5) 入札保証金 免除（平群町契約規則に定めるところによる）
- (6) 入札方法 郵便入札
- (7) 入札回数 2 回

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす業者であるものとする。

・資格に関する条件

- (1) 令和 6・7 年度の平群町入札参加資格審査申請書を提出しており「物品・その他」のうち、以下(ア)において希望業種として登録されている者。
(ア)：N 賃貸業務 1 賃貸業務 ②コンピュータ類
なお、新たに入札参加資格(ア)を得ようとする者は、町ホームページに掲載している「入札参加資格審査申請データ一式（新規）」の指名願要領を確認してください。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 の規定に基づく資格制限に該当しない者。
- (3) 公告から入札までの間において、平群町の指名停止基準に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者、又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定（旧更生事件

に係る旧法に基づく更生手続開初の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者、又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者、又は申立てをなされなかった者とみなします。

3. 入札保証金及び契約保証金

免除（平群町契約規則（平成 20 年 12 月平群町契約規則第 4 条）に定めるところによる）

4. 競争入札参加申込の手続き

この業務の競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、一般競争入札(条件付)参加申込書を町長に提出しなければならない。受付期間中に申込書等を提出しない者は、この競争入札に参加することができない。

(1) 申込書等の配布

(ア) 配布期間 令和 7 年 6 月 27 日から令和 7 年 7 月 9 日まで

(イ) 配布方法 平群町ホームページからダウンロード

(2) 申込書等の提出

(ア) 期限 令和 7 年 7 月 9 日 午後 5 時

(イ) 提出先 〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新 1-1-1
平群町役場 住民生活課 戸籍係

(ウ) 提出方法 特定記録や書留郵便等、送達の追跡ができるもの。持参不可。

(エ) 提出書類 (様式 1) 一般競争入札(条件付)参加申込書

5. 仕様書等に対する質疑の受付及び回答

(1) 質疑の受付

一般競争入札(条件付)参加申込書を期限までに提出した者は、仕様書の内容について質疑を提出することができる。質疑が無い場合、提出の必要はない。

(ア) 提出期限 令和 7 年 7 月 14 日 午後 5 時

(イ) 提出書類 (様式 2) 質問票 ※「入札仕様書等データ一式」に含まれる様式を使用

(ウ) 提出方法 E メールに添付（宛先は 11. 問合せ先に記載）

(2) 質疑の回答

一般競争入札(条件付)参加申込書を期限までに提出した者に、令和 7 年 7 月 17 日までに質疑の回答をメールで送信する。一件も質疑がない場合はその旨を通知する。

6. 入札書の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月25日 午後3時
- (2) 提出方法 配達記録や書留郵便等、送達の追跡ができるもの。持参不可。
- (3) 提出先 〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1-1-1
平群町役場 住民生活課 戸籍係

7. 開札日時等

- (1) 開札日時 令和7年7月25日 午後4時
- (2) 開札場所 平群町役場 第2会議室

8. 入札の際の注意事項

- (1) 入札書に記載された金額に消費税を加算した金額（当該金額の1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）をもって落札額とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず見積もった契約希望額の消費税を除いた額を入札書に記載すること。
- (2) 一般競争入札(条件付)参加申込書を期限までに提出した者が入札を辞退する場合、入札辞退届の提出が必要である。入札辞退届を入札書提出期限までに担当課へ到着するよう郵送すること。到着しなかった場合は、指名停止に該当する。
- (3) 入札者で開札に出席を希望する場合は、開札予定時刻までに出席すること（代理人が出席する場合は、委任状が必要）。
- (4) 入札者の開札出席は、1名とする。

9. 無効の入札

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 1つの入札に複数の入札書を入れた入札
- (3) 加除訂正されている入札書
- (4) 記載された文字を容易に削除することができる筆記用具を用いて記入された入札書
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (6) その他、入札条件に違反したと認められる者による入札

10. 落札者の決定

- (1) 入札書比較価格（消費税を除いた額）以下で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 同価格入札者が2名以上あった時は、開札に引き続き、同価格入札者がくじを引き落札者を決定する。
- (3) 開札に参加しない同価格入札者の入札（くじ引き）は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) くじ引きを同価格入札者が代理人へ委任する場合は、委任状が必要である。

11. 問合せ先

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1-1-1

平群町役場 住民生活課 戸籍係

(電話 0745-49-0195)

Eメール jyumin@town.heguri.nara.jp

(アットマーク を @ に読み替えること)

なおリース対象物件に関する問い合わせは、日本電子計算㈱の営業担当者に問い合わせること。

(問い合わせ先の情報については「入札仕様書等一式」の特記仕様書を参照)

以上